

最新・中国法ニューズレター

-----第7号-----

発行者：上海董孝銘弁護士事務所
所長・弁護士 董孝銘
上海市南京西路881号
静安新時代大廈13階10室
TEL: 021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

目次

- 案件分析：訴えの取下げ後、同一の事由について再起訴できるか・・・・・・・・・・
P2
- 重要法規解説：国家市場監督管理総局、国家税務総局の「簡易登録抹消の更なる改善による中小零細企業の市場退場の簡便化に関する通知」・・・・・・

P3

主 要 法 令：特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・・・・・・・・・

P4

案件分析

訴えの取下げ後、同一の事由について再起訴できるか

【事件経緯】

A社は運転資金の不足で、B社から10万元を借りた。その借金が満期になってもA社はB社に返済しない。B社は何度も催促した結果、2018年6月に裁判所に起訴し、A社に借金の返済を要求した。法廷審理期間中、B社はA社と合意したと述べ、裁判所に訴えの取り下げを申し立て、裁判所はその取り下げを認めると裁定した。然し、半年経た後、B社は同一の事由に基づいて再び裁判所に起訴し、A社に借金の返済を求めた。

【問題点】

本件については、B社が同一の事由に基づいて訴えの取下げ後、また裁判所に起訴したが、裁判所が受理すべきかどうかについて、諸説があった。

否定説は、B社がすでに裁判所に提訴し、また訴えを取り下げたため、同一の事実と同一の理由で再起訴した場合、「重複起訴を禁ずる」という原則に違反したため、裁判所は法により却下すべきだということである。

肯定説はB社の再起訴に対して、裁判所はこれを受理すべきだということである。

【コメント】

筆者は肯定説に同意する。

1、理論的には、訴えを取り下げた自体は今回の訴訟の終結を引き起こしただけで、起訴権を消滅させることはできない。従って、当事者が訴えを取下げた後に再起訴する場合は、裁判所は受理しなければならない。

もちろん、原告が訴えを取り下げたのは、被告との民事法律関係に変更または消滅があった、または訴えを取り下げた後に当該民事法律関係が変更または消滅した場合、原告は元の訴求で起訴を請求してはならず、変更後の民事法律関係の主体資格でしか起訴できない。そうでないと、起訴の条件が合わないため、裁判所は受理しないものとする。

2、「最高裁の「中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する解釈」の第二百十四条第一項の「当事者の訴えの取下げ、又は裁判所による訴えの取り下げた処分後、当事者が同一の訴求で再起訴を請求する場合、裁判所はこれを受理すべきである。」の規定によると、B社の再起訴については、裁判所がこれを受理すべきだということです。

然し、同解釈の第二百三十八条によれば、当事者が違法行為を行い、法により処理する必要がある場合、裁判所は、訴えの取下げを許可しないか、または訴えの取下げ

による処分をしないことができる。法廷弁論が終結した後、原告が訴えの取下げを申し立て、被告が同意しない場合、裁判所は許可しないことができると決めている。

3、本件裁判所は2回目の原告の起訴を受理したが、「重複起訴を禁ずる」という原則に違反していない。その理由は「重複起訴を禁ずる」という原則は裁判所が実体審理を行ったことによる原告の訴求に対する判決または裁定を行った後、同一の当事者に対して、同一の法律関係、同一の訴求について審理を行ってはいけなからである。今回の裁判所は初めて受理し、本件の実体的な問題を審理していない。

以上のように、本案件では、当事者のB社が同一の事由に基づいて訴訟取下げた後、再び裁判所に起訴し、裁判所は受理すべきである。

重要法規解説

「簡易登録抹消の更なる改善による中小零細企業の市場退場の簡便化に関する通知」

2021年7月30日、国家市場監督管理総局、国家税務総局は「簡易登録抹消の更なる改善による中小零細企業の市場退場の簡便化に関する通知」（以下、通知という）公表、実施した。その主な内容を以下の通り概説します。

一、背景

中央政府の指示下で、中小零細企業、個人自営業者の簡易登録抹消を推進し、引き続き商事制度の改革を深化させ、市場主体（市場主体とは市場で経済活動に従事し、権利を有し、義務を負う個人と組織体を指す。）の退出ルートを円滑に開通させ、市場主体の活性度を向上させるために、市場監督管理総局、税務総局は通知を公表、実施した。

二、主な内容

1、適用範囲の拡大及び条件

(1) 簡易登記抹消の適用範囲を債権債務未発生または債権債務の弁済済市場主体（上場会社を除く）に拡大させる。

(2) 市場主体は簡易登記抹消を申請する時、弁済費用、従業員給与、社会保険費用、法定補償金、税金（延滞金、罰金）などの債権債務が存在してはならない。すべての投資者は書面で上記の状況の真実性に対して法的責任を負うことを承諾する。税務部門は情報共有する市場監督管理部門から発送された簡易登録抹消情報を規定の手順と要求に従って、かかる税金状況を含め、確認する。

2、個人自営業者の簡易登録抹消の実施

(1) 営業許可証と税務登録証の「二つの証明整合」改革実施後に登録した個人自営業者が簡易手続を通じて登録抹消を行った場合、誓約書の提出、公示する必要もなくなる。

(2) 個人自営業者は簡易登録抹消申請を提出した後、市場監督管理部門は1営業日以内にその関連情報を同級税務などの部門に転送し、税務などの部門は10日営業日以内に異議がない場合、市場監督管理部門は適時に簡易登記抹消を行わなければならない。

3、公示期間 45 日間から 20 日間までに短縮

通知は簡易登記抹消のこれまでの公示期間の 45 日間を 20 日間に短縮し、公示期間が満了した後、市場主体は直接に向市場監督管理部門に簡易登記抹消を申請することができる。

4、簡易登録抹消のフォールトトレランスメカニズムの確立

市場主体が簡易登録抹消を申請し、市場監督部門は審査で、「企業経営異常名簿に入れられた」「持分（投資権益）が凍結され、質入又は動産抵当等の状況」等の簡易登記抹消手続が適用できないことがあると明らかにした場合、市場主体は簡易抹消公示を取り消す必要がなく、異常状態が消失したら再度簡易登記抹消を申請することができる。

市場主体が簡易抹消情報を入力した後、プラットフォームは「投資者全員承諾書」を自動生成し、機関、事業法人、外国投資者などの特別な状況を除いて、投資者全員は実名認証し、電子署名を行い、郵送方式で営業許可証を返納することができる。

三、留意点

現在、多くの企業は清算際、簡易清算を選択し、税務署による企業会計証票及び関連資料の検査状況が減少したが、清算義務を果たさないままに債務が残る場合、会社を清算したとしても株主は賠償責任を負わなければならないことには留意する必要がある

主要法令

No	法 律 名 称	施行日
1	国家市場監督管理総局、国家税務総局の「簡易登録抹消の更なる改善による中小零細企業の市場退場の簡便化に関する通知」（『重要法規解説』をご参照下さい）	2021/07/30
2	人力資源と社会保障部弁公庁の「「電子労働契約締結ガイド」の配布に関する通知」	2021/07/01
3	国家市場監督管理総局の「市場監督管理嚴重違法信用喪失リスト管理弁法」	2021/07/30
4	国家市場監督管理総局の「市場監督管理信用修復管理弁法」の配布に関する通知」	2021/07/30

5	国家市場監督管理総局の「市場監督管理行政処罰情報公示規定」	2021/07/30
6	財政部、国家税務総局の「鉄鋼製品輸出税金還付の取消に関する公告」	2021/08/01
7	国家税務総局の「税務査察事件弁理手順規定」	2021/08/11
8	商務部の「海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）2021版」	2021/08/26
9	応急管理部の「工業貿易企業粉塵爆発防止安全規定」	2021/09/01

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズレターに掲載した新主要法令の中国語原文をご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）